

給与支払報告書(個人別明細書)作成の注意点について

記入方法の詳細は、国税庁ホームページにて「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご確認ください。

- 提出部数: 1人につき1枚提出
- 提出期限: 令和6年1月31日(水)まで

令和5年分の給与支払報告については⑥と記載されているものをご使用ください。

【住所】
令和6年1月1日現在の住所を記載してください。

【扶養親族】
生年月日の区分に従って扶養親族の人数を記載してください。

生年月日	扶養区分
平成13年1月2日～平成17年1月1日	特定
昭和29年1月1日以前	老人
平成17年1月2日～平成20年1月1日	その他
昭和29年1月2日～平成13年1月1日	
平成20年1月2日以降	16歳未満扶養親族

【住宅借入金等特別控除】

住宅借入金等特別控除額が、源泉徴収税額から控除しきれない場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。また、居住開始年月日も必ず記入してください。
住宅借入金等特別控除区分欄は、“住”、“認”、“増”、“震”のうち該当するものを記載してください。また、特定取得に該当する場合は(特定)を記載してください。

【(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族】
氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)を正確に記載してください。

【本人該当事項】

受給者本人が該当する事項があれば○印を付けてください。

⑥ 給与支払報告書(個人別明細書)		種別		整理番号	
住所 島原市霊南二丁目45		受給者番号 1111 1111 1111		氏名 島原 太郎	
種別 給与・賞与		支払金額 6,000,000		給与所得控除後の金額 4,360,000	
		所得控除の合計額 2,375,000		源泉徴収税額 21,400	
配偶者(特別)控除の額 380,000		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 老人 1 16歳未満扶養親族の数 1		障害者の数 (本人を除く) 特別 1 非居住者である親族の数 1	
社会保険料等の金額 700,000		生命保険料の控除額 115,000		地震保険料の控除額 50,000	
		住宅借入金等特別控除の額 80,000			
(摘要) 前職分 ××工業(株) 支払800,000円、社保70,000円、源泉5,000円					
生命保険料の金額の内訳 新生命保険料の金額 32,000 旧生命保険料の金額 15,000		介護医療保険料の金額 介護医療保険料の金額 30,000 新個人年金保険料の金額 30,000		旧個人年金保険料の金額 120,000	
住宅借入金等特別控除の額の区分 住宅借入金等特別控除適用期間 1 居住開始年月日(1回目) 30 10 1 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住(特定) 住宅借入金等年末残高(1回目) 8,000,000		住宅借入金等特別控除の額の区分 住宅借入金等特別控除適用期間 80,000 居住開始年月日(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等年末残高(2回目)			
源泉・特別控除対象配偶者 氏名 島原 花子 個人番号 2222 2222 2222		配偶者の合計所得 基礎控除の額 所得金額調整控除額		国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額	
1 氏名 島原 花子 個人番号 3333 3333 3333		16歳未満の扶養親族 氏名 島原 四郎 個人番号 4444 4444 4444		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
2 氏名 個人番号		2 氏名 個人番号			
3 氏名 個人番号		3 氏名 個人番号		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
4 氏名 個人番号		4 氏名 個人番号			
未成年者 外国人 死亡 障害者 本人が障害者 特 他 妻 ひとり親 期 労働者 中途就・退職 受給者生年月日		就職 退職 年 月 日 元 号 年 月 日		昭和 40 1 1	
受給者 氏名 島原 太郎 個人番号 1 2345 6789 0123		住所(居所)又は所在地 長崎県島原市上の町〇〇番地		氏名又は名称 株式会社 〇〇	
		(電話)		0957-63-〇〇〇〇	

【個人番号(マイナンバー)】
個人特定に必要な事項です。マイナンバーを正確に記載してください。
【氏名】
フリガナも必ず記載してください。姓と名の間は1字離して記載してください。

【摘要欄】
・前職(他社)分を含めて年末調整した場合は、重複課税を防ぐため、その支払者名・合算した給与支払金額・社会保険料の金額・源泉徴収税額を記載してください。
・普通徴収に該当する場合は、普通徴収申請書の該当する略号を記載してください。
・租税条約に基づいて源泉所得税の免除を受けている方については、免税対象額及び「租税条約適用者(国名)」と記載してください。

【生命・地震保険料支払額】
生命保険料控除、地震保険料控除に該当する方については、必ず保険料の支払金額を記載してください。
※所得税と市県民税では控除額の計算方法が異なりますので、支払金額の記載がないと計算ができません。

【所得金額調整控除額】
給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、①～③のいずれかに該当する場合に控除してください。
「給与所得控除後の金額」の欄には給与所得から調整控除を控除した金額を記載してください。
①本人が特別障害者に該当
②23歳未満の扶養親族を有する
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
給与所得金額－所得金額調整控除額(例) [900万円×850万円] × 10% = 5万円(控除額)
※給与等の収入金額が1000万円を超える場合は1000万円を上限

【中途就・退職】
令和5年5月1日間に中途就職または退職された場合は、いずれかの欄に○印を付け、その年月日を記載してください。
※令和6年1月1日以降に退職(予定)の場合は、その年月日を摘要欄に記載してください。(例) 令和6年3月31日 退職予定